

平成 30 年度新宿区外部評価委員会 第 1 回会議概要

<開催日>

平成 30 年 4 月 20 日（金）

<場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（14 名）

星卓志、大島英樹、山口道昭、板本由恵、岸本幸子、栗原真吾、小菅知三、齋藤朗、田中健士、鶴巻祐子、野澤秀雄、藤川裕子、鱒沢信子、横倉泰信

事務局（6 名）

平井総合政策部長、宮端行政管理課長、池田主査、吉江主査、杉山主任、原田主任

<開会>

I 新宿区外部評価委員会委員の委嘱

1 委嘱状の交付

区長より各委員に委嘱状が交付された。

2 区長あいさつ

【吉住区長】

おはようございます。新宿区長の吉住健一でございます。

皆様には大変お忙しいところ、新宿区外部評価委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。これから3年間、第4期の委員としてお務めいただくこととなります。どうかよろしく願いいたします。

新宿区における行政評価については、平成11年にスタートしました。その後、平成19年度に外部評価を導入し、外部評価委員会を設置しました。平成29年度で10周年ということでしたが、今年度これからまた新しいスタートとなります。これまでの評価はどちらかと言いますと、区政の目標を実現するために行っている具体的な事業の一つひとつに対して行政評価を行っていただけてきました。しかし、一つひとつの細かい事業をそれぞれに評価していくということになると、そもそも何のために事業をやっているのかということや、ほかの事業とも合わせ複合

的な力で一つの目標を達成するという事に向かつて事業を実施しているということが、少し見えにくくなってしまふということもありました。

そのような点も含め、行政評価の手法等について第3期の外部評価委員の皆様にご議論いただき、平成30年度からは施策体系ごとに評価をしていただくということになっています。大きな目標があり、その中でそれに向かつて必要な事業というものがいくつか並んでいます。それについて評価をしていただくということになります。

区で行っている仕事の中には、いわゆる欠くべからざる事業として、経常事業という形で常実施している事業があります。それに加えて、ある課題を解決するために決められた期間の中で目標を持って実施していく計画事業というものがあります。外部評価に当たっては、施策体系ごとの中での計画事業と経常事業の両方を見ていただくことになります。実際には計画事業についてより詳しくご意見を頂くということになりますが、そのような取組をやっていただきます。

団体推薦委員の皆様や公募区民委員の皆様におかれましては、ご自分の得意分野や専門分野が恐らくあるかと思ひます。施策体系ごとの評価という意味では、その年度の評価対象となった施策の内容が、必ずしも得意分野や専門分野ではない可能性もありますが、3か年の任期の中において、ご自身の得意とされる分野、専門とされる分野の施策を評価できるように配慮していきたいと考えています。また、部会ごとに分かれて評価作業をしていただくこととなりますが、部会の編成については皆様のご希望を伺った上で調整をさせていただくこととなりますので、この3年間の任期の中で、皆様の意見を具体的に区の事業の中に反映させていただければありがたいと思ひます。皆様から頂いた意見を基に、その次の年度の区が作成する予算案の中でこれは減らす、これは増やす、あるいはこの事業と事業を統合するといった判断の材料とさせていただきたいと思ひています。

その意味では、お気づきになった点を忌憚なくお話しただければありがたいと思ひますので、どうか3年間よろしくお願ひいたします。

3 新宿区外部評価委員の紹介

各委員を紹介した。

II 第1回新宿区外部評価委員会

1 新宿区外部評価委員会会長及び副会長の選出について

新宿区外部評価委員会条例第7条第2項の規定に基づき、委員の互選により、会長に星委員、副会長に大島委員が選出された。

2 会長・副会長あいさつ

【会長】

工学院大学の星と申します。どうぞよろしく願いいたします。

平成29年度から外部評価委員会に参加させていただいています。会長というのは非常に大役で務まるのか不安ですが、精一杯務めさせていただきたいと思います。

実は私は、6年前まで札幌市の職員をしていました。どの自治体も事業評価や施策評価、外部評価などを導入しているところが多いと思いますが、私も札幌市の職員の頃は外部評価を受ける立場でした。正直申しまして、行政の職員にとって外部評価というのは決して楽しいものではなく、どちらかという苦痛なものというのが正直なところです。

立場は変わって、評価する委員の側にならせていただきました。行政の施策や事業を説明し、それを外部評価委員会が評価するというやり取りというのは、もちろん緊張感はあるのですが、私が一番大事だと思っていることは、行政の説明責任がいかにか果たせるかということだと思います。外部評価を受けた側の経験で申しますと、外部評価委員に説明しても分かってもらえない、全然理解していないと心の中で思うことはあります。けれども、それは行政側のおごりであり、特に基礎自治体、区市町村というのは直接市民や区民に影響を与える仕事をしているので、どんなに難しいややこしい仕事であっても誰でも分かるような説明力というのは非常に大事だと思います。外部評価委員会はその説明力を試す場でもあると思っています。ですから、あまり委員の皆様は遠慮なさらずに、全く自分は分かっていませんという立場で本当に結構だと思いますので、質問を投げかけて、それにきちんと答えてもらう、そういう形で進めていけたらいいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【副会長】

大島英樹と申します。立正大学の法学部に所属しております。

専門はこれまでずっと教育学で、現在も教職課程、社会教育主事任用資格の課程を担当しています。評価活動という点では、大学のある地元の品川区で外部評価がさきがけて始まったこともあり、そのようなところで活動してきました。同時に、学校教育だけではなく、社会教育の領域でNPO活動などにも関心を持ちながら自身でも活動していますので、市民活動的なグループにも参加してきました。

何より育ったところが東京の東のほうでして、新宿区は本当に不勉強なところですので、これからたくさん学ばせていただきながら、新鮮な目で新宿区とお付き合いが始まればと思います。まだ右も左も分かりませんが、頼もしい会長の補佐になるのか足手まといになるのか分かりませんが、お付き合いいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

3 部会の設置について

新宿区外部評価委員会条例第9条の規定に基づき部会を設置することとした。

また、会議は原則公開とすること及び会議概要を公開することについて確認した。

4 新宿区の行政評価制度について

【会長】

それでは、事務局から次第4「新宿区の行政評価制度について（概要説明）」の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ご説明させていただきます。

資料5「新宿区の行政評価について」をご覧ください。

まず、行政評価と総合計画・実行計画について説明します。

一つ目に、新宿区の行政評価制度についてです。

制度の目的は、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことです。行政評価を実施することにより、四つの事項を達成することを目指しています。

一つ目の事項は、「行政評価を活用した意思決定サイクルの確立」です。行政運営の意思決定サイクルであるP C D Aサイクルの下に行政評価を組み込み、常に評価結果を施策と事業の見直しに反映していきます。P D C Aサイクルとは、Plan、Do、Check、Action、計画、実行、評価、見直しの頭文字を取ってP D C Aとしています。「評価 Check」としての行政評価があります。行政評価の中身としては、行政の自己評価である内部評価があり、そして、外部評価委員会が区民の視点から評価を行う外部評価があります。そして、内部評価と外部評価結果を踏まえた今後の取組方針としての区の総合判断があります。この三つで新宿区の行政評価制度としています。この評価を受けて、「見直し Action」が行われます。見直しの内容としては、評価結果を受けて、翌年度の予算への反映や、計画の見直しの検討などを行います。見直しを踏まえて、「Plan 計画」に移ります。方針や手段、目標を決定し、改めて計画を策定します。その計画に基づき、「実行 Do」に移ります。こちらは、計画等に基づき、実際に事業を実施しているというものです。そして、実際に事業を行った結果、その内容を再び振り返るために「評価 Check」に移ります。このように、行政の行う施策、事業がP D C Aサイクルによって見直していくことによって、より良い行政運営を目指しています。

二つ目の事項は、「公共サービスのあり方の見直し・効率的な区政運営の実現」です。成果に対する評価を通じて、行政としての関与の妥当性を検証し、これからの公共サービスのあり方を見直すとともに、費用対効果に優れた効率的な区政運営を実現します。

三つ目の事項は、「説明責任の確保・透明性の向上」です。誰の目にも分かりやすい評価制度とし、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させていきます。

四つ目の事項は、「職員の意識改革と政策形成能力の向上」です。評価の過程を通じて、職員の意識改革と組織としての経営意識を涵養し、職員の意識改革と政策形成能力の向上を図ります。

これらの四つの事項を達成することを目指して行政評価を実施しています。

二つ目に、基本構想・総合計画・実行計画についてです。

基本構想は、新宿区のまちづくりを進めるに当たり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするものです。区が策定または推進

するすべての計画について、基本構想を踏まえたものとしています。基本構想の中には、めざすまちの姿というものが、それが「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」です。ここで言う『新宿力』とは、新宿に住み、働き、学び、活動する人々による自治の力を象徴的に表したものです。また、三つの基本理念というものが、一つ目が、区民が主役の自治を創ります。二つ目が、一人ひとりを人として大切にする社会を築きます。三つ目が、次の世代が夢と希望を持てる社会をめざします。以上が三つの基本理念です。

総合計画は、基本構想に示すめざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けた、施策の方向性を示したものです。また、基本構想を実現するために、基本計画と都市マスタープランの性格をあわせもち、一体的な計画として策定しています。計画の期間は、平成30年度を初年度として、10年間の計画期間を設けています。ただし、社会経済状況等の変化に対応して、必要に応じて見直しを行うものとしています。

実行計画は、同じく基本構想に示すまちの姿の実現に向けて、新宿区総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に集中的に実施していくために策定する行財政計画で、区政運営の具体的指針となるものです。総合計画の10年間の期間を三つの期間に区切り、計画期間を定め実行計画を策定しています。平成30年度からの3年間は第一次実行計画、次の3年間は第二次実行計画、最後の4年間は第三次実行計画としています。

区の計画の体系は、「図3：計画の体系図」にあるように、基本構想、総合計画、実行計画からなる体系となっています。総合計画は、先程説明したとおり、施策の方向性を示した行財政運営の指針である基本計画と都市計画に関する方針である都市マスタープランの性格をあわせもつ一体的な計画です。基本計画の中には五つの基本政策があります。基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」、基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化」、基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」、基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」、基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」という五つの基本政策を柱に施策を推進しています。また、それぞれの基本政策の下に幾つかの個別施策が位置付けられています。平成30年度より外部評価をしていただくのが、この個別施策と個別施策を構成している計画事業と経常事業となります。

三つ目に、制度導入からの主な経過についてです。

新宿区の行政評価は、平成11年度に事務事業評価の試行という形でスタートしました。平成19年度には外部評価委員会を設置、平成21年度からは第一次実行計画の計画事業を評価、平成25年度からは第二次実行計画の計画事業を評価、平成29年度からは第三次実行計画の評価を実施し、これまでに各年度いろいろな評価をしてきています。

平成19年度から平成23年度の第1期外部評価委員会では、主に第一次実行計画事業の評価、補助事業の評価、個別目標の評価、経常事業の評価の試行を行いました。平成24年度から平成27年度の第2期外部評価委員会では、主に第二次実行計画事業の評価、経常事業の評価を行いました。平成28、29年度の第3期外部評価委員会では、主に第三次実行計画事業の評価、施策評価の試行を行いました。

四つ目に、制度の概要についてです。

行政評価は行政運営の意思決定サイクル、P D C Aサイクルの下に組み込まれております。新宿区の場合、各部の経営会議からなる内部評価委員会が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があります。

内部評価は、各部の職員、主に管理職で構成された経営会議を内部評価委員会として、施策と事業の自己評価を行います。自己評価として、内部評価シートを作成して分析や評価を行い、それを踏まえた方向性を打ち出します。

外部評価は、内部評価の結果を踏まえて、外部評価委員会が区民の視点から評価をします。外部評価の対象となった施策や事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析、検証していただきます。評価作業を効率的に進めるために、三つの部会に分けて評価作業を行います。

総合判断は、区長が内部評価、外部評価、それぞれに対する区民からの意見を踏まえて、行政委員会とも意見を調整した上で区の総合判断を行い、予算編成に反映します。外部評価意見に対する区の対応を示し、区の総合判断として今後の事業に取組方針や施策の方向性を示します。

五つ目に、評価の対象についてです。

個別施策の評価については、平成30年度から新たに実施します。個別施策を構成する個々の計画事業の評価内容や経常事業の取組状況を踏まえ、それらの達成度、効率性、成果、妥当性等の観点から評価を行い、今後の取組の方向性を整理した上で、進捗状況や取組状況を確認します。

計画事業の評価については、総合計画の策定以降、実行計画事業の全事業を対象に、事業の進捗管理と効果・効率的運用が図られているかを検証してきました。達成度、効率性、成果、妥当性等の観点から評価を行い、今後の方向性の見直しや取組方針を整理します。平成30年度は、第三次実行計画の最終年度である平成29年度の計画事業の実績について評価をします。

経常事業は、区が経常的に実施している事業であり、施策体系上、約500の事業があります。個別施策の評価を行う際の参考情報として、個別施策を構成する個々の経常事業の取組状況を確認します。

次に、行政評価制度における外部評価の役割について説明します。

一つ目に、委員会設置の経緯と役割についてです。外部評価委員会は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会の答申における、区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案を受けて、平成19年9月に区長の附属機関として新たに設置されました。役割としては、2点あります。1点目が、新宿区基本構想の「めざすまちの姿」の実現に向けて策定された、新宿区総合計画及び実行計画の進行管理を行うこと。2点目が、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保することです。

二つ目に、所掌事務についてです。まず、外部評価を実施し、評価の結果を区長に報告すること。こちらは通常行っていただく作業です。次に、その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することです。

三つ目に、委員会の構成についてです。外部評価委員会は15名の委員で構成されています。学識経験者が3名、公募による区民委員が6名、区内各種団体の構成員が6名です。

四つ目に、部会の設置についてです。外部評価における調査及び審議の効率的な運営を図るため、第1部会、第2部会、第3部会という形で三つの部会を設置しています。それぞれの部会の担当分野は、第1部会がまちづくり・環境・みどり、第2部会が福祉・子育て・教育・くらし、第3部会が自治・コミュニティ・文化・観光・産業です。

新宿区の行政評価制度についての説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

何でも結構ですので、ご質問やご意見があればお願いします。

【委員】

評価の対象として計画事業と経常事業があるとのことですが、区全体の計画事業数、経常事業数について教えてください。また、予算配分については、計画事業に何%、経常事業に何%などどのくらいの割合になっているのでしょうか。

【事務局】

計画事業については、事業数は約100事業、予算額は冊子「第三次実行計画」に計画事業の総額の記載があります。経常事業は約500事業あります。予算額はすぐに数字は出ないのですが、区の予算の総額から割り出せば大体何%か分かるかと思えます。

【委員】

経常事業というのは、いわゆる機関委任事務や法定受託義務などの自治体に配分されている事務のことですか。

【事務局】

それらの事務も含ますし、区が独自に行う自治事務もあります。

計画事業は、計画的あるいは時限立法的、集中的に実施するという分類で分けていますが、計画事業と経常事業は同じ区の事業として、特に優劣があるというものではありません。

【会長】

ほかにご質問等ありますか。

これまでは計画事業を対象に評価を行ってきましたが、それを平成30年度は個別施策を対象として評価しようという話です。この点が少し分かりにくいかと思いますが、ご理解いただければと思います。

よろしいでしょうか。後で何か気づかれたら、またご自由にご質問いただければと思います。

それでは、次第5「平成30年度の外部評価の対象について」です。平成30年度から外部評価は施策評価を中心に行っていきます。施策評価の対象となる個別施策は数多くあり、今回は新しい期に変わったばかりですので、外部評価委員会で評価対象を選定することはなかなか難しいと思います。今年度については事務局から提案していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。お願いします。

【事務局】

では、平成30年度外部評価の対象とする個別施策について提案させていただければと思います。各部会一つの個別施策、外部評価としては三つの個別施策を評価の対象としていただければと考えています。

新宿区が抱えている問題としては、区内のみどりの問題、高齢者社会への対応、商店街の活性化等があり、いろいろな課題を抱えています。これらの問題については、区民の皆様に関心もかなり高い分野であり、区としても課題の解決に向けて様々な取組や事業を行っています。

また、これらについては、平成29年度の外部評価委員会においても活発な議論があった分野であり、ご意見も多く頂いています。そのことも含め、区内のみどりの問題、高齢者社会への対応、商店街の活性化の三つの分野の施策を提案させていただければと思います。

第1部会は、個別施策Ⅲ-7「豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備」です。区内のみどりが年々失われていること、残されているみどりについても保全、育成することが必要であること、みどりを創出することが求められていること、区内の公園施設が老朽化していること、公園トイレ等のバリアフリー化への対応、誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園となるように整備、管理運営していくことが課題としてあります。区としても、平成30年度より「新宿区みどりの基本計画」を改定して課題解決に向けて取り組んでいるところです。

第2部会は、個別施策Ⅰ-2「住み慣れた地域に暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」です。区内の高齢者人口に占める単身者の割合が非常に高く、今後も上昇する見通しです。できる限り住み慣れた住まいで暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防等の更なる一体的な提供や多様な生活支援などが求められています。高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する方々が互いに協力し合いながら、多世代交流を視野に入れた住民同士の支え合いが必要です。また、健康づくりや介護予防の推進、在宅療養支援対策の充実などの整備を進めていくことが求められています。区としても、課題解決に向けて取り組むとともに、「新宿区高齢者保健福祉計画」、「第7期介護保険事業計画」を平成29年度に見直しています。

第3部会は、個別施策Ⅲ-11「魅力ある商店会の活性化に向けた支援」です。区の商店会員数の減少、店主の高齢化などによる人材不足、商店街活動の縮小などの問題があり、商店街の組織力の強化や商店街の魅力づくりの取組を支援することが求められています。また、商店街には地域のコミュニティを支えるという大事な役割もあり、地域に根差した商店街の振興を支援することが求められています。区としても、課題解決に向けて事業等を実施するとともに、「新宿区産業振興プラン」を平成29年度に見直しをしています。

以上が事務局からの提案です。よろしくお願ひします。

【会長】

ありがとうございます。

施策単位の評価は平成30年度より新たに実施します。私も含めて初めての取組のため、ヒアリング等にどのぐらいの時間がかかり、その評価をうまくまとめることができるのかということも含めてチャレンジしなくてははいけません。そのため、平成30年度は1個別施策ずつというこ

とでご提案いただきました。

何かご質問やご意見はありますか。

【委員】

平成30年度については、事務局よりご提案いただいた三つの個別施策を評価対象とすることで良いと思います。先のことを話すのも恐縮ですが、自分の任期中に全ての施策について評価できるのかという点について、少し不安を覚えました。

【事務局】

皆さんの任期である3年間の中で、必ず全ての個別施策を評価するというものではありませんが、できるだけ広い範囲で評価していただければと考えています。今年度に関しては、部会ごとに1個別施策と考えていますが、来年度は複数の個別施策について評価する、あるいは、多くの事業で構成されているボリュームのある個別施策について評価するという可能性もあると思います。その点も含め、来年度以降は委員の皆様と協議していただいた上で、評価対象の施策を選定していただく予定です。全ての個別施策を評価するのか、ジャンルとして広い範囲を評価するのかなど、いろいろな選択肢があると思いますので、現時点で3年間の計画を立てていただく必要はないと考えています。もし、任期中に全ての施策を評価できなかったとしても、外部評価の対象となった施策についてきちんとご意見を頂ければ、外部評価の意義は十分に果たせると考えますので、条件や制約がある中で評価対象を選定していただくということではありません。

【委員】

ありがとうございます。対象も広く、資料も多いので、本当にできるのかという不安が出てきてしまいました。今後ともよろしくお願いします。

【会長】

先程も言いましたが、今年度から初めて施策評価を実施するので、どのくらいの作業量かということが全然分からないのですが、今年度実際にやってみて、このくらいのボリュームの個別施策ならやり得ることが見えてくると思います。その上で、来年度どの程度の個別施策を評価するかということ判断していければと思います。

【委員】

部会の編成について質問があります。これから、委員の希望を取り部会を決めていくのかと思いますが、選定した個別施策の内容によっては、別の部会の個別施策により関心がある場合もあるかと思いますが。評価対象とする個別施策の内容によって、年度ごとに部会の移動は可能なのでしょうか。

【事務局】

現時点では、3年間の任期中の部会として希望を取る予定です。しかし、来年度以降、部会間の移動というご意見が委員の皆様から出るようでしたら、そのときにまたご相談させていただきたいと思います。

また、前期の外部評価委員会からの検討課題でもありますが、所属している部会とは別の部

会の内容に関心や疑義があった際には、部会を超えてやり取りができないかという意見も頂いています。このような点についても、皆様とご相談しながら、具体的なやり方などを協議していければと考えています。

【会長】

基本的には、任期中の部会は固定ということになりますが、外部評価委員会条例では部会は固定ということではないので、変更することも不可能ではないと思います。この点については、今年度やってみた上で、また考えていただければ良いのではないかと思います。

もう一つご説明いただいた点は、資料7「新宿区外部評価委員会 2年間の活動を終えて」に記載されている「部会の枠組みについて」という課題についてです。三つの部会の設置については妥当であるとしている一方で、自分の所属する部会にのみ関心を留めなければいけないということではないので、ほかの部会のことについても質問等をできるようにするべきではないかということです。最終的な評価の取りまとめは全体会でまとめるものです。そのため、委員の皆さんには、どの部会の話題であろうとその内容に意見を言うことができますし、評価についての責任を持っていただくということになります。そういうことから考えますと、当然、ほかの部会の問題についても、ご関心に応じて活動するという事は可能だと思います。

【委員】

外部評価委員会には区民委員が6名います。区民委員については、例えば、第1部会を主の部会として、第2部会、第3部会を副の部会というような形にいただければと思います。そうすれば、区民委員6人については、三つの部会全てを担当することができますし、外部評価委員として非常に広く関心が持てて、施策や事業ごとの問題点の結び付きなどもより理解できるのではないかと思います。

【事務局】

基本的には、部会の所属は三つのうちいずれかの部会に所属していただければと思います。他の部会の傍聴ももちろんできますし、今後は、他の部会の内容に関する何かしらの質問や意見もできるように検討していこうと考えています。しかし、複数の部会に参加するという事については、スケジュール的にかなり厳しい状況だと思います。

まず、一義的な部会を決定して、そのほかの部会への活動についてもできるだけ柔軟に対応させていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【会長】

実際の運営はこれから柔軟に対応していただくということですので、そのような形で良いかと思っています。

ほかにかがでしょうか。

【委員】

外部評価作業における、実際の情報のやり取りや資料等の提出方法など、具体的にどのようなことをしなくてはいけないのかということをお教えいただければと思います。

【事務局】

ヒアリングや評価の取りまとめの際に、提出書類等がある場合には事前に期日をお伝えした上で作成の依頼等をさせていただきます。期日については、委員会の場でその都度ご案内をさせていただきます予定です。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにご質問等はありませんか。

では、今年度の施策評価の対象は、先程事務局より提案のあった個別施策とすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

ありがとうございます。

以上で、本日ご審議いただく事項は終了いたしました。

長時間にわたるご審議ありがとうございました。お疲れさまでした。

<閉会>